

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」に対する岩手県知事意見

本事業は、ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社が岩手県九戸郡軽米町及び洋野町並びに青森県八戸市及び三戸郡階上町の行政界域において、単機出力が最大 4,000～5,000kW の風力発電機を最大 9 基設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方、大気環境、水環境、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場などの環境要素に係る調査、予測及び評価の手法等に課題がみられる。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講ずるよう、事業者に対し勧告されたい。

記

1 総括的事項

- (1) 対象事業実施区域の一部には、森林法に基づき指定された水源涵養保安林が存在している。保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、風力発電機等の位置の検討に当たっては、保安林の除外を検討すること。
- (2) 環境影響の予測については、これまでの審査会の意見や専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (3) 対象事業実施区域の周辺には、他の事業者が計画している風力発電事業が存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者との調整及び情報収集に努め、調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、地元住民等へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。
- (5) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的

に調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 工事用資材等の搬出入に係る騒音は、原則として、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測及び評価すること。

イ 風力発電機の騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則にしたがい、慎重に調査、予測及び評価を行うとともに、十分に住民等に説明を行うこと。なお、その際は、特に夜間の睡眠の際の影響について留意すること。

(2) 水環境

対象事業実施区域の周辺には、水道水源が存在することから、その利用状況や取水地点を把握するとともに、水環境への影響について調査、予測及び評価すること。

(3) 土地の安定性

対象事業実施区域及びその周辺には、国立研究開発法人防災科学技術研究所 J-SHIS Map によると、複数の地すべり地形が分布している。近年、気候変動の影響による集中豪雨が多発する中で、土砂災害等の発生が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、岩手県自然環境保全指針で定める「優れた自然」の保全区分において、保全区分Bランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、専門家の意見を聞きながら、野生動物の生息・生育に係る十分な調査を実施した上で、予測及び評価すること。

イ 一般的に昆虫類の重要種が多く確認されている高茎草地については、調査地点を追加するなど、十分な調査を実施すること。

ウ 渡り鳥については、調査範囲の東側に調査地点を追加するなど、十分な調査を実施すること。

(5) 景観

ア 風力発電機に設置される航空障害灯から発する夜間照明が景観への間

接的な影響要因となる可能性があることから、星空観察の利用が想定される場所における夜間照明の影響について、その予測評価の手法も含めて検討し、当該予測結果を踏まえて、景観への影響を適切に評価すること。

イ 風力発電機設置想定区域の近傍の住居について、風力発電機による圧迫感など景観に係る影響が懸念されることから、フォトモンタージュなどの具体的方法を用いて、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域の近傍には三陸復興国立公園が存在し、景観への影響が懸念されることから、施設の存在が与える影響について十分に調査、予測及び評価するとともに、周辺地域住民や関係機関等に説明し理解が得られるよう努めること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

自然との触れ合いの活動の場に与える騒音の影響の評価に当たっては、騒音に係る環境基準のみならず、それぞれの場で求められる静けさが確保されるか否かの観点で行うこと。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。

「(仮称) ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する軽米町長意見

① 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法

本事業により設置される施設等の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び、農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、適切な手続きを行うこと。また、近隣に農地、農業用施設、農作物がある場合、土砂の流出等の被害が及ばないよう防除対策を徹底すること。また、その後の維持管理についても管理徹底を図ること。

② 森林法

森林法に基づく手続きが必要な土地である場合は、適切な手続きを行うこと。

③ 牧野法

対象事業実施区域内にある町営鶴飼牧野について、放牧への影響が生じないよう事業を実施すること。

「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する洋野町長意見

【事業計画について】

当町では令和6年度に「洋野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しており、2050 温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、町民・事業者・行政の行動指標等を掲げております。再生可能エネルギーの普及拡大も重要な施策のひとつとなっておりますので、自然環境等への影響を考慮しながら事業の推進を図られるようお願いいたします。

【騒音・低周波音・風車の影について】

近隣の住民、生態系への影響等を十分に考慮し、調査手法や予測等について常に最新の情報収集に努め、事業の推進を図られるようお願いいたします。

【水質について】

水源地の調査、また上流側の調査地点を設けることを考慮し、大雨の際はその都度変化はないか調査等を行っていただくようお願いいたします。

【動物について】

動物の中でも飛翔する鳥類、コウモリ類によるバードストライク、バットストライクの影響の予測を確実にを行い、特に希少猛禽類等の保護に努められるようお願いいたします。

【生態系について】

風力発電設備の設置にあたり、改変面積の縮小が認められるものの評価や予測等を十分に行い、影響の低減に努められるようお願いいたします。

【景観について】

自然環境の中での風車の見え方については、合理的で偏りのない指標を用いて予測評価を行う予定であるものと認識しており、提言のあった事項に留意して事業の推進を図られるようお願いいたします。

【人と自然との触れ合いの活動の場について】

現地調査により、自然との活動の場の利用状況を把握し、事業の推進を図られるようお願いいたします。

(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討及び見直し

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価を実施しながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域周辺には、他事業者による計画中の風力発電事業が多数存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実

施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなど、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(5) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、地域の環境を良好に維持する上で必要性の高い情報であり、また事業の透明性を高めるために、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してインターネット等により公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音、風車の影

対象事業実施区域周辺には、約0.9kmから1kmの範囲に住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等を検討すること。

(2) 水環境

対象事業実施区域及びその周辺には、笹渡浄水場の水源となっている深井戸や、大沢浄水場の水源となっている川尻川等の複数の河川が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえること。

(3) 地盤

対象事業実施区域及びその周辺の地質は花崗岩質岩石又は花崗岩・花崗閃緑岩であり、真砂の堆積により地すべりや崖崩れのおそれがあることから、現地調査により堆積構造を明らかにすること。

(4) 動植物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、カグヤコウモリ、ヒナコウモリ等の多くのコウモリ類の生息が確認されており、施設の稼働により、これらのコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、県内の情報（バットストライク等）に精通した有識者から意見聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

イ コウモリ類の調査について、捕獲調査地点はいずれも針葉樹林内であることから、広葉樹林を捕獲調査地点に追加すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺では、イヌワシ、オオタカ、ハチクマ、クマタカ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、チゴハヤブサ及びハヤブサ等の猛きん類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の移動経路にもなっている。施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。また、夜間の渡りの状況を把握するため、渡りの最盛期に実態調査を行うこと。

エ 対象事業実施区域及びその周辺における動植物の生息又は生育状況について、本県に関する情報の把握が不足していることから、広範かつ丁寧な文献資料の調査及び地元の専門家等からの意見聴取を十分に行った上で、動植物に対する影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 生態系

対象事業実施区域は三陸復興国立公園が隣接しているほか、その周辺には鳥獣保護区が存在し、多種多様な動物が生息している。事業の実施により、これら動物の生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 景観

対象事業実施区域は三陸復興国立公園に隣接しており、同公園内及びその周辺には青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である階上岳山頂や不習岳展望台等の主要な眺望点が多数存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。

また、対象事業実施区域周辺には、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である是川石器時代遺跡が存在しており、資産及びその緩衝地帯からの眺望景観を維持することは、世界文化遺産の顕著な普遍的価値を持続的に保護する観点から必須となっている。

このため、現地調査により眺望の特性等を把握した上で、これら眺望点からのフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

(7) その他

対象事業実施区域には、水源かん養保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分に配慮すること。